

# AOMORI LAW AND POLITICAL SCIENCE REVIEW

No.20 2019

## CONTENTS

### Articles

Possibility of Recognition and Enforcement of the Judgment of the International Court of Justice by National Courts ..... ONO Shohei 1

### Case Comment

Die Mitwirkungspflichtverletzung des Bestellers im IT-systementwicklungsvertrag ..... KURIBARA Yukiko 19

### Book Review

Emmerich Tálos, unter Mitarbeit von Florian Wenninger, Das austrofaschistische Österreich 1933-1938, 2017, 189S. .... MURAMATSU Keiji 27

What is Joint Custody after Divorce?, Written and Edited by KAZIMURA Taichi = HASEGAWA Kyōko = YOSHIDA Yōko ..... WATANABE Yoshihiro 33

### Report

Creation of the UN SOGI Special Rapporteur and its Work ..... YAMASHITA Azusa 44

# 青森法政論叢

第20号 2019年

## 目次

### 論文

国際司法裁判所判決の国内裁判所による「承認」および「執行」の可能性に関する一考察 ..... 小野 昇平 1

### 判例研究

システム開発契約における注文者の協力義務違反 ..... 栗原由紀子 19

### 書評

Emmerich Tálos, unter Mitarbeit von Florian Wenninger, Das austrofaschistische Österreich 1933-1938, 2017, 189S. .... 村松 恵二 27

梶村太市・長谷川京子・吉田容子編著『離婚後の共同親権とは何か——子どもの視点から考える』（日本評論社2019年2月刊205頁） ..... 渡辺 義弘 33

### 報告

国連SOGI特別報告者ポストの創設とこれまでの活動 ..... 山下 梓 44

## 青森法学会規約

- 第1条（名称） 本会は「青森法学会（Aomori Law Institute）」と称する。
- 第2条（目的） 本会は法学・政治学およびその関連分野の研究・普及を図ることを目的とする。
- 第3条（事業） 本会は次の事業を行う。
- 1 研究会・講演会の開催
  - 2 研究誌の発行
  - 3 その他、総会で適当と認めた事業

第4条（事務局） 本会の事務局は弘前大学人文学部研究室内に置く。

- 第5条（会員） ①以下のいずれかに該当する者は、本会会員となることができる。
- 1 青森県内の大学、短期大学、高等専門学校に在籍する法学・政治学およびその関連分野の研究者
  - 2 青森県内の法曹、その他法律・行政に関わる実務家
  - 3 青森県内の大学・大学院に在籍する学生およびその卒業生で、本会会員の推薦を受けた者
  - 4 その他本会の趣旨に賛同する者（法人を含む）で、本会会員の推薦を受けた者
- ②会員になろうとする者は、理事会に入会を申し込み、その承認を得るものとする。
- ③会員は総会で定める年会費を納入しなければならない。

- 第6条（役員） ①本会に次の役員を置く。
- 1 会長 1名
  - 2 理事 若干名
  - 3 監事 1名
- ②前項第2号ないし第3号の役員は総会で選出する。役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- ③第1項第1号ないし第2号の役員をもって理事会を組織する。
- ④第1項第1号の役員は理事会において互選により決定する。

- 第7条（総会） ①会長（会長に事故がある場合はその代理、以下同じ）は毎年1回総会を招集しなければならない。また、会長が必要と認めるときは、何時でも総会を招集することができる。
- ②総会は会員の3分の1の出席をもって成立する。
- ③総会の議決は出席者の過半数の賛成を要する。総会に出席しない会員は、書面により他の会員に議決権の行使を委任することができる。

第8条（改正） 本規約を改正するには、総会における出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。

附則 1. 本規約は1999年1月24日から効力を有する。

青森法学会役員 会長 堀内健志（弘前大学名誉教授） 理事 大竹昭裕（青森県立保健大学）  
理事 大野拓哉（弘前学院大学） 理事 小俣勝治（青森中央学院大学）  
理事 平野 潔（弘前大学） 理事 丸山愛博（青森中央学院大学）  
監事 村松恵二（弘前大学名誉教授）

## 青森法学会学術雑誌規程

1. 青森法学会は、法学・政治学およびその関連分野の研究の発展を目的として、『青森法政論叢』（以下本誌という）を刊行する。
2. 本誌の編集は、青森法学会におかれる編集委員会が行う。
3. 本誌に投稿する資格を有する者は、次の通りとする。  
①青森法学会の会員  
②編集委員会が特に認めた者
4. 使用言語は原則として日本語または英語とする。
5. 本稿に掲載する原稿の種類と長さ（400字詰め原稿用紙換算）は、原則として、以下の通りとする。英語の場合もこれに準ずる。  
論文 70枚以内 研究ノート 40枚以内 判例研究 30枚以内  
報告 30枚以内 書評 20枚以内
6. 投稿原稿の採否に関しては、編集委員会の委嘱する審査委員の審査を経て、編集委員会で決定する。
7. 原稿の掲載が決定した者に対し、雑誌発行に要する費用の一部について、応分の負担を求められることがある。

### 執筆者紹介

小野 昇平（東北女子大学 国際法）  
栗原由紀子（尚絅学院大学 民法）  
山下 梓（弘前大学 国際人権法）  
村松 恵二（弘前大学名誉教授 政治学）  
渡辺 義弘（弁護士 民事手続法）

青森法政論叢編集委員会  
大竹昭裕（委員長） 小俣勝治  
兎山正史 西東克介

2019年8月31日発行 ¥1200+税  
編集兼 青森法学会  
発行者 〒036-8560 弘前市文京町1番地  
弘前大学人文社会科学部内  
印刷所 ぶりんていあ第二